

観 産 第 6 2 2 号
平成 2 9 年 1 2 月 2 8 日

各地方運輸局観光部長 殿

観光庁参事官（産業政策担当）

旅行業法における申請に対する処分の審査基準及び標準処理期間について

標記について、旅行業法（昭和 2 7 年法律第 2 3 9 号）に係る申請については、下記のとおり定めることとしたので、了知願います。

記

（1）審査基準（行政手続法第 5 条第 1 項）

旅行業若しくは旅行業者代理業又は旅行サービス手配業の登録、旅行業の有効期間の更新の登録、旅行業の変更登録、旅行業約款の認可、旅程管理研修業務の登録機関の登録及び有効期間の更新の登録、旅行サービス手配業務取扱管理者研修の登録研修機関の登録及び有効期間の更新の登録については、

- ・旅行業法
- ・旅行業法施行規則（昭和 4 6 年運輸省令第 6 1 号）
- ・旅行業者等が旅行者と締結する契約等に関する規則（平成 2 1 年内閣府・国土交通省令第 1 号）
- ・「旅行業法施行要領」（平成 1 7 年 2 月 2 8 日国総旅振第 3 8 6 号）

を審査基準とする。

（2）標準処理期間（行政手続法第 6 条）

旅行業若しくは旅行業者代理業又は旅行サービス手配業の登録、旅行業の有効期間の更新の登録、旅行業の変更登録、旅行業約款の認可、旅程管理研修業務の登録機関の登録及び有効期間の更新の登録、旅行サービス手配業務取扱管理者研修の登録研修機関の登録及び有効期間の更新の登録の標準処理期間は 6 0 日とする。

以上

観 産 第 6 2 2 号
平成 2 9 年 1 2 月 2 8 日

沖縄総合事務局運輸部長 殿

観光庁参事官（産業政策担当）

旅行業法における申請に対する処分の審査基準及び標準処理期間について

標記について、旅行業法（昭和 2 7 年法律第 2 3 9 号）に係る申請については、下記のとおり定めることとしたので、了知願います。

記

（1）審査基準（行政手続法第 5 条第 1 項）

旅行業若しくは旅行業者代理業又は旅行サービス手配業の登録、旅行業の有効期間の更新の登録、旅行業の変更登録、旅行業約款の認可、旅程管理研修業務の登録機関の登録及び有効期間の更新の登録、旅行サービス手配業務取扱管理者研修の登録研修機関の登録及び有効期間の更新の登録については、

- ・旅行業法
- ・旅行業法施行規則（昭和 4 6 年運輸省令第 6 1 号）
- ・旅行業者等が旅行者と締結する契約等に関する規則（平成 2 1 年内閣府・国土交通省令第 1 号）
- ・「旅行業法施行要領」（平成 1 7 年 2 月 2 8 日国総旅振第 3 8 6 号）

を審査基準とする。

（2）標準処理期間（行政手続法第 6 条）

旅行業若しくは旅行業者代理業又は旅行サービス手配業の登録、旅行業の有効期間の更新の登録、旅行業の変更登録、旅行業約款の認可、旅程管理研修業務の登録機関の登録及び有効期間の更新の登録、旅行サービス手配業務取扱管理者研修の登録研修機関の登録及び有効期間の更新の登録の標準処理期間は 6 0 日とする。

以上